

とよつら

豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社

●所在地 日野町鳥居平観音平1680番地1
●連絡先 ☎ 0748-36-2270

こんな会社です！

「ペットボトルよ永遠に～」が当社の経営理念です。ペットボトルが使い捨てではなく循環していくようにとの願いを込め、日本のプラスチック循環戦略・脱炭素社会の実現に尽力してまいります。

ベール（廃ペットボトルを圧縮したもの）を原料に、飲料ボトル向けのリサイクルPETペレットを製造しています。



【工場全景】

【会社概要】

- ・代表者名 小坂 彦二
- ・従業員数 40名(2022年1月現在)
- ・設立年 2020年7月

【事業内容】

飲料ボトル用リサイクルPET樹脂製造

【採用情報】

2022年8月入社
機械オペレーター(製造スタッフ) 10名
担当：人事総務グループ 岡村
電話：0748-36-2270
メールアドレス
toshimi_okamura@trs-rpet.com
ホームページ
https://www.trs-rpet.com
ホームページはこちらの二次元コードからもご覧いただけます→



◆問い合わせ先 商工観光課 商工観光担当 ☎0748-52-6562

みんながまえあつ国民健康保険 国民健康保険の加入・脱退の届出を忘れずに 行いましょう

春は就職や退職、進学や卒業など、人生の節目を迎える時期です。健康保険の加入・脱退は自動で切り替わりませんので、手続きを忘れずに行いましょう。

手続きの際には、下表に記載されている持ち物のほか、マイナンバー（個人番号）のわかるものと窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの（写真付きのもの）は1点、それ以外のもは2点）をお持ちいただき、住民課保険年金担当へ届出をお願いします。



	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書など
	勤務先の健康保険をやめたとき	退職（勤務先の健康保険の資格を喪失）したことがわかる証明書など
	勤務先の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
脱退するとき	他の市区町村へ転出するとき	国民健康保険の保険証
	勤務先の健康保険に加入または被扶養者になったとき	勤務先の健康保険の保険証、国民健康保険の保険証
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	国民健康保険の保険証
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	国民健康保険の保険証、在学証明書
	被保険者証をなくしてしまったとき	本人確認ができるもの（免許証など）

※滋賀県内の他市町へ転出するときも、日野町の国民健康保険を脱退する手続きが必要です。
※住民票が同じ世帯の方以外が手続きをされる場合は委任状が必要になります。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584



農地の賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃借料（10a当たり）の平均額、最高額および最低額等を目安として以下にお示しします。

なお、農地の耕作条件等により収入（収穫量）や経費（労力）は異なりますので、個々の賃借料については、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただきますようお願いいたします。

(円/10a)

	平均額	最高額	最低額	データ数（うち物納数）
日野町（水田）	3,700円	6,200円	1,000円	85件（15件）

※ データ数は、集計に用いた筆数です。 ※ 使用貸借（無償貸借）契約（192件）は除いています。
 ※ 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、米60kgあたり9,226円（1等米キヌヒカリ）に換算しています。
 ※ 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

（参考）使用貸借（無償貸借）契約を含んだ場合

	平均額	最高額	最低額	データ数（うち物納数）
日野町（水田）	1,100円	6,200円	0円	277件（15件）

●農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地や採草放牧地の権利移動や転用行為を行う場合は、農地法に基づき許可申請が必要です。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可どおりに事業をしていない場合は農地法違反となり、罰則の適用もあります。

◆申請書類の受付 毎月20日締め

（土・日・祝日の場合はその前日）

※ 受付締め日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります（期間厳守）。
例えば、

3月18日（金）申請↓4月総会審議案件

3月22日（火）申請↓5月総会審議案件

※ 添付書類である意見書は、書類を整えた後、農業組合長の確認を受けます。その後、農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入します。時間に余裕を持って準備をお願いいたします。

◆総会日程 毎月10日

（土・日・祝日の場合はその前日）

※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

●農地の貸借について

農地の貸し借りの中で、農地法、農業経営基盤強化促進法等による貸借関係以外の農地の貸し借りは、法律上での耕作権が保障されず不安定な契約になります。

農地の貸し借りの方法として、農業委員会が農地利用の最適化に資するために進めています「利用権設定」があります。お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員にお声かけください。

●農地の相続等の届出について

相続等により、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります。

（農地法第3条の3第1項）
これは、相続等による農地の権利移動を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的とするものです。



◆問い合わせ先 日野町農業委員会事務局（農林課内） ☎0748-52-6563